

寄稿

外国人労働者受入れ政策の新展開と今後の課題

～人口減少先進県・高知の出番～

四銀地域経済研究所 客員研究員
高知短期大学名誉教授

福田 善乙



目次

はじめに

- I 日本における外国人労働者の現状
- II 都道府県別の外国人労働者の状態
- III 高知県における外国人労働者の現状
- IV 新しい外国人労働者受入れ制度
- V 外国人労働者受入れ拡大の問題点
- VI 人口減少先進県・高知の出番

【要約】

1. 日本は2018年10月段階で外国人労働者が134万人、2018年末で在留外国人は273万人存在する。
2. 政府は「人手不足」を最大の理由にして、2019年4月改正出入国管理法施行により、外国人労働者の受入れを拡大し、今後5年間で34.5万人増加することになっている。
3. 外国人労働者の現状を明らかにするとともに、新しい外国人労働者受入れの制度・内容を明らかにした。
4. 外国人労働者受入れ拡大がどんな問題を生み出すのかを4点にわたって提示した。
 - ①外国人労働者受入れ拡大以前の問題
 - ②外国人労働者受入れ状態改善への問題
 - ③外国人労働者受入れと日本の労働者への問題
 - ④外国人労働者の東京圏一極集中の問題
5. 最後に、「人口減少先進県・高知」が外国人労働者受入れのあり方へ果たすべき役割について論じている。

はじめに

日本における外国人労働者は2018年10月で146万人になっている。また、在留外国人も2018年末に273万人に達している。

日本政府は、「人手不足」「労働力不足」を大きな理由として、2019年4月1日の改正出入国管理法の施行により、外国人労働者の受入れを拡大する。

一定の技能や日本語能力をもつ外国人が新たな在留資格「特定技能」を取得して就労できるようになる。外国人の単純労働を容認することで、国内の「人手不足」に対処しようとするものである。今後5年間で34.5万人の外国人労働者を受入れる予定である。

一方で、2019年3月に東京福祉大学でこの1年間に約700人の留学生が行方不明になった問題や「技能実習生」の脱走事件などが発生している。

そのなかでの外国人労働者受入れ拡大である。

そこで、ここでは外国人労働者の現状がどうなっているのか、4月から始まる外国人労働者受入れの制度の内容はどのようなものか、を明らかにするとともに、外国人労働者

受入れ拡大がどのような問題を持っているのか、を明らかにしていきたい。

そして、外国人労働者の受入れが未だ少ない高知県であるが、高知県は「人口減少先進県」として「人材を送り出す側」の経験をして教訓と知恵をもっているし、最近では県外人の移住政策を展開し、「人材を受入れる側」の経験をして、その教訓や知恵も得ている。

それゆえ「送り出す側」と「受入れ側」両方の経験を踏まえ、「外国人労働者受入れのあり方」を提示することを提起している。

これからの外国人労働者受入れのあり方の内容が深まることを期待している。

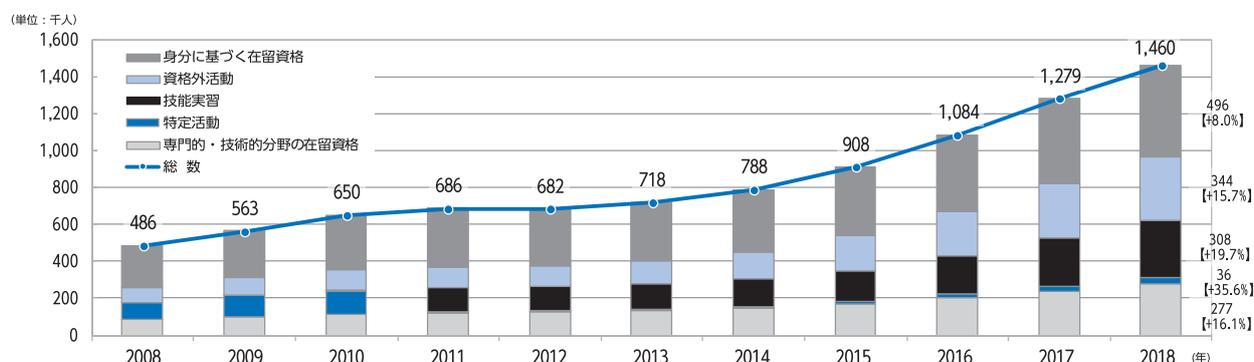
I 日本における外国人労働者の現状

1. 外国人労働者数の推移

日本において外国人労働者はどれくらいいるのか。在留資格別外国人労働者数の推移は、第1表のごとくである。

2008年には48.6万人であったのが、2013年には71.8万人となり、それ以降急速に増加し、2018年は146.0万人となる。2018年は2008年の3.0倍、2013年の2.0倍となっている。

第1表 在留資格別外国人労働者数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月現在)」

注1：【】内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、わが国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

(出所)厚生労働省 資料

第2表 国籍別・在留資格別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	技術・人文知識・国際業務			計	留学	計	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等		定住者
全国国籍計	1,460,463	276,770 (19.0%)	213,935 (14.6%)	35,615 (2.4%)	308,489 (21.1%)	343,791 (23.5%)	298,461 (20.4%)	495,668 (33.9%)	287,009 (19.7%)	89,201 (6.1%)	13,505 (0.9%)	105,953 (7.3%)	130 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	389,117 [26.6%]	103,237 (26.5%)	86,809 (22.3%)	4,660 (1.2%)	84,063 (21.6%)	93,315 (24.0%)	78,473 (20.2%)	103,827 (26.7%)	70,733 (18.2%)	17,833 (4.6%)	5,258 (1.4%)	10,003 (2.6%)	15 (0.0%)
韓国	62,516 [4.3%]	27,893 (44.6%)	24,434 (39.1%)	3,138 (5.0%)	85 (0.1%)	8,564 (13.7%)	7,463 (11.9%)	22,828 (36.5%)	16,003 (25.6%)	5,232 (8.4%)	451 (0.7%)	1,142 (1.8%)	8 (0.0%)
フィリピン	164,006 [11.2%]	9,827 (6.0%)	6,532 (4.0%)	5,073 (3.1%)	29,875 (18.2%)	2,098 (1.3%)	1,516 (0.9%)	117,125 (71.4%)	68,554 (41.8%)	17,416 (10.6%)	2,570 (1.6%)	28,585 (17.4%)	8 (0.0%)
ベトナム	316,840 [21.7%]	31,979 (10.1%)	28,860 (9.1%)	4,570 (1.4%)	142,883 (45.1%)	124,988 (39.4%)	120,739 (38.1%)	12,405 (3.9%)	5,861 (1.8%)	2,539 (0.8%)	1,160 (0.4%)	2,845 (0.9%)	15 (0.0%)
ネパール	81,562 [5.6%]	9,041 (11.1%)	6,083 (7.5%)	3,573 (4.4%)	399 (0.5%)	64,875 (79.5%)	44,541 (54.6%)	3,665 (4.5%)	1,875 (2.3%)	849 (1.0%)	400 (0.5%)	541 (0.7%)	9 (0.0%)
インドネシア	41,586 [2.8%]	3,766 (9.1%)	2,509 (6.0%)	3,020 (7.3%)	24,935 (60.0%)	4,431 (10.7%)	4,196 (10.1%)	5,434 (13.1%)	2,682 (6.4%)	1,388 (3.3%)	123 (0.3%)	1,241 (3.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	127,392 [8.7%]	863 (0.7%)	540 (0.4%)	42 (0.0%)	105 (0.1%)	217 (0.2%)	179 (0.1%)	126,162 (99.0%)	61,208 (48.0%)	17,380 (13.6%)	1,033 (0.8%)	46,541 (36.5%)	3 (0.0%)
ペルー	28,686 [2.0%]	97 (0.3%)	51 (0.2%)	22 (0.1%)	54 (0.2%)	72 (0.3%)	62 (0.2%)	28,440 (99.1%)	18,958 (66.1%)	1,543 (5.4%)	746 (2.6%)	7,193 (25.1%)	1 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	77,505 [5.3%]	45,427 (58.6%)	24,968 (32.2%)	1,785 (2.3%)	68 (0.1%)	2,525 (3.3%)	1,951 (2.5%)	27,671 (35.7%)	14,344 (18.5%)	12,421 (16.0%)	215 (0.3%)	691 (0.9%)	29 (0.0%)
ラチャメリカ	32,976 [2.3%]	20,431 (62.0%)	9,777 (29.6%)	102 (0.3%)	31 (0.1%)	710 (2.2%)	510 (1.5%)	11,675 (35.4%)	6,180 (18.7%)	5,111 (15.5%)	84 (0.3%)	300 (0.9%)	27 (0.1%)
ラチャイギリス	12,236 [0.8%]	7,260 (59.3%)	4,197 (34.3%)	267 (2.2%)	2 (0.0%)	213 (1.7%)	171 (1.4%)	4,493 (36.7%)	2,427 (19.8%)	1,982 (16.2%)	21 (0.2%)	63 (0.5%)	1 (0.0%)
その他	171,253 [11.7%]	44,640 (26.1%)	33,149 (19.4%)	9,732 (5.7%)	26,022 (15.2%)	42,706 (24.9%)	39,341 (23.0%)	48,111 (28.1%)	26,791 (15.6%)	12,600 (7.4%)	1,549 (0.9%)	7,171 (4.2%)	42 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

(出所)厚生労働省 資料

2. 国籍別外国人労働者

2018年10月で外国人労働者は146万人いるが、その国籍別・在留資格別外国人労働者数は、第2表のごとくである。

国籍別でみると、①中国38万9,117人(全体の26.6%)、②ベトナム31万6,840人(21.7%)、③フィリピン16万4,006人(11.2%)、④ブラジル12万7,392人(8.7%)、⑤ネパール8万1,562人(5.6%)の順になっている。中国、ベトナム、フィリピン3カ国で59.5%と6割を占めている。

在留資格別にみると、全体では①身分に基づく在留資格49万5,668人(33.9%)、②資格外活動(留学)34万3,791人(23.5%)、③技能実習30万8,489人(21.1%)、④専門的・技術的分野の在留資格27万6,770人(19.0%)となっている。

この在留資格別を国籍別にみると、中国は①身分に基づく在留資格10万3,827人(26.7%)、②専門的・技術的分野の在留資格

10万3,237人(26.5%)、③資格外活動(留学)9万3,315人(24.0%)、④技能実習8万4,063人(21.6%)と均衡的である。

また、ベトナムは①技能実習14万2,883人(45.1%)と②資格外活動(留学)12万4,988人(39.4%)が中心である。

また、フィリピンは①身分に基づく在留資格11万7,125人(71.4%)が中心で、これに②技能実習2万9,875人(18.2%)が続いている。

ブラジルも①身分に基づく在留資格が12万6,162人で99.0%を占めている。

3. 産業別の外国人労働者

次に、産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみれば、第3表のごとくである。

事業所数をみると、全産業合計で21万6,348所であるが、多い順にみると、①製造業が4万6,264所で全体の21.4%を占めており、②卸売業・小売業が3万6,813所

(17.0%)、③宿泊業・飲食サービス業3万1,453所(14.5%)、うち飲食店2万7,877所(12.9%)が主、④建設業2万264所(9.4%)、⑤サービス業(他に分類されないもの)1万7,419所(8.1%)の順になっており、製造業や卸売業・小売業が中心となっている。

これを外国人労働者数でみると、①製造業が43万4,342人で全体の29.7%を占め、断トツの1位である。②サービス業(他に分類さ

れないもの)が23万510人(15.8%)、③卸売業・小売業18万6,061人(12.7%)、④宿泊業・飲食サービス業18万5,050人(12.7%)、うち飲食店16万5,882人(11.4%)が主、⑤教育、学習支援業6万9,764人(4.8%)となっている。建設業は6万8,604人(4.7%)で第6位になっている。

また、製造業でみると、食料品製造業が11万9,360人で8.2%を占めており、次に輸送用

第3表 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数		
		派遣・請負事業所 [比率] (注2)				派遣・請負労働者 [比率] (注3)	構成比 (注4)
全産業計	216,348	17,876 [8.3%]		100.0%	1,460,463	309,470 [21.2%]	100.0%
A 農業、林業	9,227	203 [2.2%]		4.3%	31,189	993 [3.2%]	2.1%
農業	9,161	201 [2.2%]		4.2%	31,072	989 [3.2%]	2.1%
B 漁業	834	4 [0.5%]		0.4%	3,275	26 [0.8%]	0.2%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	64	4 [6.3%]		0.0%	236	16 [6.8%]	0.0%
D 建設業	20,264	1,254 [6.2%]		9.4%	68,604	5,710 [8.3%]	4.7%
E 製造業	46,254	4,365 [9.4%]		21.4%	434,342	73,324 [16.9%]	29.7%
食料品製造業	7,064	405 [5.7%]		3.3%	119,360	10,553 [8.8%]	8.2%
飲料・たばこ・飼料製造業	297	13 [4.4%]		0.1%	1,051	102 [9.7%]	0.1%
繊維工業	4,695	212 [4.5%]		2.2%	31,279	1,900 [6.1%]	2.1%
金属製品製造業	6,302	422 [6.7%]		2.9%	37,249	3,859 [10.4%]	2.6%
生産用機械器具製造業	2,625	326 [12.4%]		1.2%	21,726	5,083 [23.4%]	1.5%
電気機械器具製造業	3,214	365 [11.4%]		1.5%	30,712	8,956 [29.2%]	2.1%
輸送用機械器具製造業	5,567	1,109 [19.9%]		2.6%	88,263	25,083 [28.4%]	6.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	148	11 [7.4%]		0.1%	443	47 [10.6%]	0.0%
G 情報通信業	10,037	1,126 [11.2%]		4.6%	57,620	11,007 [19.1%]	3.9%
H 運輸業、郵便業	6,442	544 [8.4%]		3.0%	54,961	13,259 [24.1%]	3.8%
I 卸売業、小売業	36,813	1,282 [3.5%]		17.0%	186,061	9,142 [4.9%]	12.7%
J 金融業、保険業	1,401	77 [5.5%]		0.6%	10,152	1,066 [10.5%]	0.7%
K 不動産業、物品賃貸業	2,707	124 [4.6%]		1.3%	11,229	1,522 [13.6%]	0.8%
L 学術研究、専門・技術サービス業	8,813	777 [8.8%]		4.1%	49,233	13,811 [28.1%]	3.4%
M 宿泊業、飲食サービス業	31,453	668 [2.1%]		14.5%	185,050	7,239 [3.9%]	12.7%
宿泊業	3,265	145 [4.4%]		1.5%	18,287	2,299 [12.6%]	1.3%
飲食店	27,877	510 [1.8%]		12.9%	165,882	4,887 [2.9%]	11.4%
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,468	245 [5.5%]		2.1%	21,915	3,640 [16.6%]	1.5%
O 教育、学習支援業	6,144	280 [4.6%]		2.8%	69,764	6,252 [9.0%]	4.8%
P 医療、福祉	9,913	407 [4.1%]		4.6%	26,086	1,601 [6.1%]	1.8%
医療業	3,337	152 [4.6%]		1.5%	9,232	582 [6.3%]	0.6%
社会保険・社会福祉・介護事業	6,510	253 [3.9%]		3.0%	16,678	1,014 [6.1%]	1.1%
Q 複合サービス事業	1,089	61 [5.6%]		0.5%	4,026	670 [16.6%]	0.3%
R サービス業(他に分類されないもの)	17,419	6,262 [35.9%]		8.1%	230,510	158,273 [68.7%]	15.8%
自動車整備業	699	25 [3.6%]		0.3%	1,849	108 [5.8%]	0.1%
職業紹介・労働者派遣業	4,109	3,166 [77.1%]		1.9%	95,696	82,907 [86.6%]	6.6%
その他の事業サービス業	8,943	2,726 [30.5%]		4.1%	110,515	68,071 [61.6%]	7.6%
S 公務(他に分類されるものを除く)	1,917	83 [4.3%]		0.9%	10,847	825 [7.6%]	0.7%
T 分類不能の産業	941	99 [10.5%]		0.4%	4,920	1,047 [21.3%]	0.3%

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(出所)厚生労働省 資料

機械器具製造業が8万8,263人(6.0%)であり、この2業種が中心である。

4. 国籍別の産業別外国人労働者

つぎに、国籍別の産業別外国人労働者数をみると、第4表のごとくである。

全産業では146万463人であるが、そのうち、製造業が43万4,342人(全体の29.7%)、卸売業・小売業が18万6,061(12.7%)、宿泊業・飲食サービス業18万5,050人(12.7%)が主なものである。

これを国籍別でみると、どうなるのか。中国が38万9,117人で一番多いが、産業別にみると、①製造業10万854人(25.9%)、②卸売業・小売業7万7,401人(19.9%)、③宿泊業・飲食サービス業5万8,027人(14.9%)の順になっている。

ベトナムは全体で31万6,840人であるが、産業別では、①製造業11万5,223人(36.4%)、②宿泊業・飲食サービス業5万427人(15.9%)、③卸売業・小売業3万4,773人(11.0%)、④建設業3万1,949人(10.1%)の

順になっている。

フィリピンは全体で16万4,006人であるが、産業別にみると、①製造業6万4,961人(39.6%)、②卸売業・小売業1万3,464人(8.2%)である。

ブラジルは全体で12万7,392人であるが、産業別にみると、製造業が5万7,676人(45.3%)で断トツの1位になっている。

5. 事業所規模別の外国人労働者

事業所規模別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数はどうなっているのか。それは第5表のごとくである。

事業所数は全体で21万6,348所であるが、規模別にみると、30人未満が12万7,226所で全体の58.8%を占めている。30~99人規模が4万96所で18.5%、100~499人規模が2万5,321所で11.7%、500人以上規模で8,546所4.0%となっている。

それゆえ、100人未満の事業所が16万7,322所で全体の77.3%を占めている。

外国人労働者数でみると、30人未満規模が

第4表 国籍別・産業別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	全産業計			建設業		製造業		情報通信業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		教育、学習支援業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)	
	派遣・請負	構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
全国籍計	1,460,463	309,470	21.2%	68,604	4.7%	434,342	29.7%	57,620	3.9%	186,061	12.7%	185,050	12.7%	69,764	4.8%	26,086	1.8%	230,510	15.8%
中国(香港等を含む)	389,117	51,936	13.3%	12,696	3.3%	100,854	25.9%	27,088	7.0%	77,401	19.9%	58,027	14.9%	16,092	4.1%	5,971	1.5%	37,040	9.5%
韓国	62,516	8,024	12.8%	995	1.6%	5,703	9.1%	8,679	13.9%	12,811	20.5%	9,003	14.4%	4,995	8.0%	1,994	3.2%	7,152	11.4%
フィリピン	164,006	46,307	28.2%	8,144	5.0%	64,961	39.6%	1,673	1.0%	13,464	8.2%	8,232	5.0%	2,555	1.6%	8,418	5.1%	35,503	21.6%
ベトナム	316,840	51,632	16.3%	31,949	10.1%	115,223	36.4%	3,611	1.1%	34,773	11.0%	50,427	15.9%	1,518	0.5%	2,486	0.8%	40,556	12.8%
ネパール	81,562	20,301	24.9%	420	0.5%	12,658	15.5%	471	0.6%	11,389	14.0%	25,664	31.5%	454	0.6%	339	0.4%	18,966	23.3%
インドネシア	41,586	5,422	13.0%	3,766	9.1%	20,273	48.7%	455	1.1%	2,108	5.1%	2,034	4.9%	1,039	2.5%	1,800	4.3%	3,392	8.2%
ブラジル	127,392	71,379	56.0%	2,584	2.0%	57,676	45.3%	868	0.7%	4,891	3.8%	2,206	1.7%	937	0.7%	1,351	1.1%	45,792	35.9%
ペルー	28,686	13,140	45.8%	806	2.8%	12,045	42.0%	295	1.0%	1,585	5.5%	819	2.9%	213	0.7%	593	2.1%	9,324	32.5%
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	77,505	10,276	13.3%	437	0.6%	3,773	4.9%	5,379	6.9%	6,082	7.8%	2,528	3.3%	31,430	40.6%	914	1.2%	7,060	9.1%
うちアメリカ	32,976	4,623	14.0%	206	0.6%	1,254	3.8%	2,113	6.4%	1,810	5.5%	518	1.6%	14,595	44.3%	403	1.2%	2,955	9.0%
うちイギリス	12,236	1,710	14.0%	42	0.3%	392	3.2%	733	6.0%	626	5.1%	203	1.7%	6,061	49.5%	134	1.1%	1,072	8.8%
その他	171,253	31,053	18.1%	6,807	4.0%	41,176	24.0%	9,101	5.3%	21,557	12.6%	26,110	15.2%	10,531	6.1%	2,220	1.3%	25,725	15.0%

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

(出所)厚生労働省 資料

第5表 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数		
	派遣・請負事業所 [比率] (注1)				派遣・請負労働者 [比率] (注2)				派遣・請負 労働者 (注3)		
全事業所規模計	216,348	17,876	[8.3%]	100.0%	1,460,463	309,470	[21.2%]	100.0%	6.8	17.3	
事業所 労働者 数	30人未満	127,226	8,225	[6.5%]	58.8%	506,777	85,782	[16.9%]	34.7%	4.0	10.4
	30～99人	40,096	4,594	[11.5%]	18.5%	266,351	62,164	[23.3%]	18.2%	6.6	13.5
	100～499人	25,321	3,619	[14.3%]	11.7%	327,966	91,125	[27.8%]	22.5%	13.0	25.2
	500人以上	8,546	1,054	[12.3%]	4.0%	297,238	66,192	[22.3%]	20.4%	34.8	62.8
	不明	15,159	384	[2.5%]	7.0%	62,131	4,207	[6.8%]	4.3%	4.1	11.0

注1：「派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(出所)厚生労働省資料

50万6,777人で全体の34.7%を占めており、30～99人規模は26万6,351人で全体の18.2%、100～499人規模は32万7,966人で22.5%、500人以上規模は29万7,238人で20.4%である。100人未満規模は52.9%であり、外国人労働者数で見ると、100人以上規模で42.9%が雇用されている。

II 都道府県別の外国人労働者の状態

1. 都道府県別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

次に、都道府県別の外国人労働者の状態をみていこう。

まず、都道府県別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみれば、第6表のごとくである。

事業所数は全国で21万6,348所であるが、都道府県別にみると、どうなるか。

多い順にみると、①東京都5万8,878所(全体の27.2%)、②愛知県1万7,437所(8.1%)、③大阪府1万5,137所(7.0%)、④神奈川県1万3,924所(6.4%)、⑤埼玉県1万3,455所(4.8%)となっており、東京都が断トツの1位であり、かつ東京圏や大都市圏が中心である。

特に、東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)は9万1,011所で全体の42.5%を占め、外国人労働者雇用の事業所数でも一極集中型になっている。

逆に、事業所数の少ない地域をみると、①秋田県431所、②鳥取県608所、③和歌山県616所、④青森県620所、⑤島根県636所、⑥高知県725所となっており、農山漁村地域が中心である。

つぎに、都道府県別外国人労働者数をみてみよう。

多い順に、①東京都43万8,775人(30.0%)、②愛知県15万1,669人(10.4%)、③大阪府9万72人(6.2%)、④神奈川県7万9,223人(5.4%)、⑤埼玉県6万5,290人(4.5%)となっており、事業所数と同じく東京圏および大都市圏中心になっている。東京都への外国人労働者数の集中は大きくなっている。

東京圏は63万7,780人で全体の43.7%を占め、事業所数よりも外国人労働者数の一極集中はさらに進んでいる。

逆に、外国人労働者数の少ない地域は、①秋田県1,953人、②和歌山県2,395人、③高知県2,592人、④鳥取県2,755人、⑤青森県3,137人となり、農山漁村地域が中心である。

第6表 都道府県別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注3)	外国人労働者数			構成比 (注3)
		派遣・請負事業所 [比率] (注1)				派遣・請負労働者 [比率] (注2)		
全国計	216,348	17,876 [8.3%]		100.0%	1,460,463	309,470 [21.2%]		100.0%
北海道	4,342	160 [3.7%]		2.0%	21,026	796 [3.8%]		1.4%
青森	620	12 [1.9%]		0.3%	3,137	26 [0.8%]		0.2%
岩手	808	43 [5.3%]		0.4%	4,509	201 [4.5%]		0.3%
宮城	1,880	113 [6.0%]		0.9%	11,001	909 [8.3%]		0.8%
秋田	431	4 [0.9%]		0.2%	1,953	9 [0.5%]		0.1%
山形	862	55 [6.4%]		0.4%	3,754	320 [8.5%]		0.3%
福島	1,544	159 [10.3%]		0.7%	8,130	1,221 [15.0%]		0.6%
茨城	5,857	416 [7.1%]		2.7%	35,062	6,899 [19.7%]		2.4%
栃木	2,838	392 [13.8%]		1.3%	24,016	8,965 [37.3%]		1.6%
群馬	3,887	503 [12.9%]		1.8%	34,526	13,775 [39.9%]		2.4%
埼玉	10,345	748 [7.2%]		4.8%	65,290	13,083 [20.0%]		4.5%
千葉	8,865	482 [5.4%]		4.1%	54,492	7,579 [13.9%]		3.7%
東京	58,878	4,716 [8.0%]		27.2%	438,775	80,438 [18.3%]		30.0%
神奈川	13,924	1,237 [8.9%]		6.4%	79,223	15,353 [19.4%]		5.4%
新潟	1,806	113 [6.3%]		0.8%	8,918	926 [10.4%]		0.6%
富山	1,751	121 [6.9%]		0.8%	10,334	2,078 [20.1%]		0.7%
石川	1,518	194 [12.8%]		0.7%	9,795	2,585 [26.4%]		0.7%
福井	1,249	72 [5.8%]		0.6%	8,651	2,890 [33.4%]		0.6%
山梨	1,184	113 [9.5%]		0.5%	6,910	2,255 [32.6%]		0.5%
長野	3,445	228 [6.6%]		1.6%	17,923	3,738 [20.9%]		1.2%
岐阜	3,864	306 [7.9%]		1.8%	31,279	9,966 [31.9%]		2.1%
静岡	6,869	1,288 [18.8%]		3.2%	57,353	26,720 [46.6%]		3.9%
愛知	17,437	2,241 [12.9%]		8.1%	151,669	46,960 [31.0%]		10.4%
三重	3,336	433 [13.0%]		1.5%	27,464	10,031 [36.5%]		1.9%
滋賀	1,855	432 [23.3%]		0.9%	17,238	8,063 [46.8%]		1.2%
京都	3,206	211 [6.6%]		1.5%	17,436	1,940 [11.1%]		1.2%
大阪	15,137	726 [4.8%]		7.0%	90,072	14,573 [16.2%]		6.2%
兵庫	6,277	411 [6.5%]		2.9%	34,516	5,106 [14.8%]		2.4%
奈良	897	24 [2.7%]		0.4%	4,116	489 [11.9%]		0.3%
和歌山	616	37 [6.0%]		0.3%	2,395	171 [7.1%]		0.2%
鳥取	608	18 [3.0%]		0.3%	2,755	67 [2.4%]		0.2%
島根	636	19 [3.0%]		0.3%	4,297	1,257 [29.3%]		0.3%
岡山	2,296	77 [3.4%]		1.1%	16,297	1,621 [9.9%]		1.1%
広島	4,387	344 [7.8%]		2.0%	31,851	3,610 [11.3%]		2.2%
山口	1,281	100 [7.8%]		0.6%	7,723	787 [10.2%]		0.5%
徳島	934	47 [5.0%]		0.4%	4,389	221 [5.0%]		0.3%
香川	1,467	100 [6.8%]		0.7%	8,703	830 [9.5%]		0.6%
愛媛	1,515	200 [13.2%]		0.7%	8,376	1,241 [14.8%]		0.6%
高知	725	35 [4.8%]		0.3%	2,592	186 [7.2%]		0.2%
福岡	7,625	517 [6.8%]		3.5%	46,273	7,948 [17.2%]		3.2%
佐賀	746	22 [2.9%]		0.3%	5,258	461 [8.8%]		0.4%
長崎	1,174	58 [4.9%]		0.5%	5,433	274 [5.0%]		0.4%
熊本	2,438	93 [3.8%]		1.1%	10,155	667 [6.6%]		0.7%
大分	1,144	62 [5.4%]		0.5%	6,254	562 [9.0%]		0.4%
宮崎	860	14 [1.6%]		0.4%	4,144	77 [1.9%]		0.3%
鹿児島	1,393	73 [5.2%]		0.6%	6,862	464 [6.8%]		0.5%
沖縄	1,591	107 [6.7%]		0.7%	8,138	1,132 [13.9%]		0.6%

注1：「派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該都道府県の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2：「派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該都道府県の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全国計）に対する、各都道府県の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各都道府県の構成比の数値は四

捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(出所)厚生労働省 資料

2. 都道府県別在留資格別外国人労働者数の状態

都道府県別の在留資格外国人労働者数の状態はどうなっているのか。それは、第7表のごとくである。

身分に基づく在留資格の外国人労働者数は全体で49万5,688人である。構成比率の高い地域をみると、①静岡県3万5,244人(61.5%)、②滋賀県1万310人(59.8%)、③山梨県4,014人(58.1%)となっている。

つぎに、資格外活動の外国人労働者数は34

万379人いるが、構成比率の高い地域をみると、①福岡県2万622人(44.6%)、②東京都16万5,124人(37.6%)、③宮城県3,557人(32.3%)、となっている。

つぎに、技能実習の外国人労働者数は30万8,489人であるが、構成比率の高い地域をみると、①宮城県2,800人(67.6%)、②愛媛県

5,555人(66.3%)、③徳島県2,869人(65.4%)となっている。

最後に、専門的・技術的分野の在留資格の外国人労働者数は27万6,770人である。構成比率の高い地域をみると、①東京都13万5,867人(31.0%)、②京都府4,690人(26.9%)、③沖縄県2,152人(26.4%)となっている。

第7表 都道府県別・在留資格別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格計 (構成比)		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動 (構成比)		⑤身分に基づく在留資格 (構成比)					⑥不明
		技術・人文知識・国際業務	計			計	留学	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者		
全国計	1,460,463	276,770 [19.0%]	213,935	35,615 [2.4%]	308,489 [21.1%]	343,791 [23.5%]	298,461	495,668 [33.9%]	287,009	89,201	13,505	105,953	130
北海道	21,026	3,843 (18.3%)	2,217	413 (2.0%)	10,357 (49.3%)	3,749 (17.8%)	3,429	2,664 (12.7%)	1,657	821	27	159	0
青森	3,137	360 (11.5%)	145	183 (5.8%)	1,946 (62.0%)	193 (6.2%)	164	455 (14.5%)	299	119	6	31	0
岩手	4,509	458 (10.2%)	160	60 (1.3%)	2,803 (62.2%)	260 (5.8%)	229	927 (20.6%)	628	244	9	46	1
宮城	11,001	1,746 (15.9%)	904	98 (0.9%)	3,676 (33.4%)	3,557 (32.3%)	3,320	1,924 (17.5%)	1,320	433	39	132	0
秋田	1,953	359 (18.4%)	89	11 (0.6%)	958 (49.1%)	189 (9.7%)	164	436 (22.3%)	327	86	3	20	0
山形	3,754	455 (12.1%)	263	44 (1.2%)	1,937 (51.6%)	102 (2.7%)	79	1,216 (32.4%)	925	212	14	65	0
福島	8,130	1,031 (12.7%)	564	167 (2.1%)	3,337 (41.0%)	1,093 (13.4%)	945	2,502 (30.8%)	1,484	517	39	462	0
茨城	35,062	3,768 (10.7%)	1,816	1,206 (3.4%)	13,174 (37.6%)	2,822 (8.0%)	2,378	14,089 (40.2%)	6,960	2,489	324	4,316	3
栃木	24,016	2,195 (9.1%)	1,412	1,795 (7.5%)	6,724 (28.0%)	2,118 (8.8%)	1,812	11,184 (46.6%)	5,999	1,937	261	2,987	0
群馬	34,526	3,273 (9.5%)	2,582	2,569 (7.4%)	8,201 (23.8%)	2,817 (8.2%)	2,322	17,665 (51.2%)	9,510	2,513	442	5,200	1
埼玉	65,290	7,387 (11.3%)	5,262	1,619 (2.5%)	13,150 (20.1%)	15,435 (23.6%)	12,345	27,692 (42.4%)	16,511	4,903	914	5,364	7
千葉	54,492	6,441 (11.8%)	4,635	1,233 (2.3%)	11,988 (22.0%)	16,786 (30.8%)	14,307	18,042 (33.1%)	11,217	3,243	562	3,020	2
東京	438,775	135,867 (31.0%)	114,720	10,354 (2.4%)	15,182 (3.5%)	165,124 (37.6%)	142,078	112,208 (25.6%)	69,170	25,321	3,314	14,403	40
神奈川	79,223	16,893 (21.3%)	12,800	1,752 (2.2%)	9,776 (12.3%)	14,464 (18.3%)	11,505	36,308 (45.8%)	23,489	5,857	1,246	5,716	30
新潟	8,918	1,130 (12.7%)	762	217 (2.4%)	3,282 (36.8%)	1,626 (18.2%)	1,471	2,663 (29.9%)	1,718	650	26	269	0
富山	10,334	996 (9.6%)	686	137 (1.3%)	5,206 (50.4%)	520 (5.0%)	412	3,475 (33.6%)	1,867	613	103	892	0
石川	9,975	1,407 (14.4%)	918	46 (0.5%)	4,793 (48.9%)	1,276 (13.0%)	1,176	2,273 (23.2%)	1,083	464	32	694	0
福井	8,651	610 (7.1%)	321	45 (0.5%)	3,908 (45.2%)	253 (2.9%)	224	3,835 (44.3%)	1,480	599	55	1,701	0
山梨	6,910	860 (12.4%)	634	95 (1.4%)	1,432 (20.7%)	508 (7.4%)	394	4,014 (58.1%)	2,323	680	102	909	1
長野	17,923	1,501 (8.4%)	1,064	265 (1.5%)	6,357 (35.5%)	1,171 (6.5%)	1,061	8,629 (48.1%)	4,926	1,690	195	1,818	0
岐阜	31,279	2,154 (6.9%)	1,572	429 (1.4%)	11,641 (37.2%)	2,167 (6.9%)	1,966	14,887 (47.6%)	8,345	1,800	466	4,276	1
静岡	57,353	5,103 (8.9%)	3,223	941 (1.6%)	11,989 (20.9%)	4,074 (7.1%)	3,547	35,244 (61.5%)	18,746	4,472	705	11,321	2
愛知	151,669	19,371 (12.8%)	14,535	3,430 (2.3%)	33,310 (22.0%)	17,502 (11.5%)	15,103	78,053 (51.5%)	42,597	10,236	1,928	23,292	3
三重	27,464	2,127 (7.7%)	1,507	560 (2.0%)	8,876 (32.3%)	1,549 (5.6%)	1,316	14,352 (52.3%)	7,521	1,673	364	4,794	0
滋賀	17,238	1,780 (10.3%)	1,270	88 (0.5%)	4,071 (23.6%)	982 (5.7%)	807	10,310 (59.8%)	4,541	1,686	190	3,893	7
京都	17,436	4,690 (26.9%)	2,815	469 (2.7%)	3,773 (21.6%)	4,048 (23.2%)	3,711	4,454 (25.5%)	2,904	1,013	132	405	2
大阪	90,072	20,173 (22.4%)	16,572	2,405 (2.7%)	16,403 (18.2%)	28,596 (31.7%)	26,015	22,495 (25.0%)	12,670	5,238	832	3,755	0
兵庫	34,516	6,253 (18.1%)	4,307	543 (1.6%)	9,024 (26.1%)	8,885 (25.7%)	7,945	9,811 (28.4%)	5,900	1,907	335	1,669	0
奈良	4,116	726 (17.6%)	465	91 (2.2%)	1,805 (43.9%)	517 (12.6%)	471	977 (23.7%)	610	197	20	150	0
和歌山	2,395	398 (16.6%)	232	40 (1.7%)	905 (37.8%)	244 (10.2%)	213	808 (33.7%)	520	172	12	104	0
鳥取	2,755	350 (12.7%)	157	68 (2.5%)	1,519 (55.1%)	188 (6.8%)	170	630 (22.9%)	431	150	5	44	0
島根	4,297	332 (7.7%)	155	37 (0.9%)	1,934 (45.0%)	171 (4.0%)	141	1,823 (42.4%)	506	375	12	930	0
岡山	16,297	2,405 (14.8%)	2,014	391 (2.4%)	7,704 (47.3%)	3,247 (19.9%)	2,826	2,550 (15.6%)	1,597	591	54	308	0
広島	31,851	3,245 (10.2%)	2,246	940 (3.0%)	15,354 (48.2%)	5,029 (15.8%)	4,545	7,283 (22.9%)	4,936	1,087	276	984	0
山口	7,723	825 (10.7%)	571	152 (2.0%)	3,416 (44.2%)	1,445 (18.7%)	1,311	1,885 (24.4%)	1,281	375	53	176	0
徳島	4,389	362 (8.2%)	152	168 (3.8%)	2,869 (65.4%)	265 (6.0%)	229	725 (16.5%)	389	237	15	84	0
香川	8,703	637 (7.3%)	467	524 (6.0%)	5,222 (60.0%)	675 (7.8%)	607	1,645 (18.9%)	856	396	51	342	0
愛媛	8,376	795 (9.5%)	431	620 (7.4%)	5,555 (66.3%)	428 (5.1%)	371	978 (11.7%)	595	252	22	109	0
高知	2,592	338 (13.0%)	102	48 (1.9%)	1,534 (59.2%)	212 (8.2%)	179	460 (17.7%)	289	125	10	36	0
福岡	46,273	7,511 (16.2%)	5,337	526 (1.1%)	10,624 (23.0%)	20,622 (44.6%)	18,841	6,990 (15.1%)	4,310	1,928	204	548	0
佐賀	5,258	400 (7.6%)	226	57 (1.1%)	2,366 (45.0%)	1,730 (32.9%)	1,655	705 (13.4%)	452	173	13	67	0
長崎	5,433	955 (17.6%)	453	217 (4.0%)	2,462 (45.3%)	1,150 (21.2%)	1,077	647 (11.9%)	424	161	12	50	2
熊本	10,155	1,366 (13.5%)	752	167 (1.6%)	6,295 (62.0%)	906 (8.9%)	804	1,421 (14.0%)	1,012	302	28	79	0
大分	6,254	671 (10.7%)	443	77 (1.2%)	3,094 (49.5%)	1,572 (25.1%)	1,499	840 (13.4%)	500	251	16	73	0
宮崎	4,144	375 (9.0%)	174	27 (0.7%)	2,800 (67.6%)	481 (11.6%)	440	461 (11.1%)	285	136	4	36	0
鹿児島	6,862	696 (10.1%)	380	62 (0.9%)	4,343 (63.3%)	536 (7.8%)	492	1,225 (17.9%)	772	331	14	108	0
沖縄	8,138	2,152 (26.4%)	1,423	229 (2.8%)	1,414 (17.4%)	2,507 (30.8%)	2,365	1,808 (22.2%)	1,127	546	19	116	28

注1：〔〕内は、外国人労働者総数に対する在留資格別の外国人労働者数の比率。()内は、都道府県別の外国人労働者総数(全在留資格計)に対する在留資格別の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

第8表 都道府県別・産業別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	全産業計	建設業		製造業		情報通信業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		教育、学習支援業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
		構成比 (注2)															
全国計	1,460,463	68,604	4.7%	434,342	29.7%	57,620	3.9%	186,061	12.7%	185,050	12.7%	69,764	4.8%	26,086	1.8%	230,510	15.8%
北海道	21,026	1,404	6.7%	5,781	27.5%	441	2.1%	2,670	12.7%	1,663	7.9%	2,525	12.0%	312	1.5%	734	3.5%
青森	3,137	184	5.9%	1,569	50.0%	3	0.1%	247	7.9%	148	4.7%	145	4.6%	77	2.5%	50	1.6%
岩手	4,509	248	5.5%	2,687	59.6%	9	0.2%	266	5.9%	153	3.4%	328	7.3%	71	1.6%	174	3.9%
宮城	11,001	760	6.9%	4,155	37.8%	135	1.2%	1,126	10.2%	1,118	10.2%	1,001	9.1%	212	1.9%	951	8.6%
秋田	1,953	52	2.7%	987	50.5%	5	0.3%	185	9.5%	138	7.1%	272	13.9%	36	1.8%	48	2.5%
山形	3,754	240	6.4%	2,143	57.1%	10	0.3%	153	4.1%	123	3.3%	212	5.6%	112	3.0%	344	9.2%
福島	8,130	697	8.6%	3,382	41.6%	18	0.2%	1,094	13.5%	533	6.6%	295	3.6%	143	1.8%	1,023	12.6%
茨城	35,062	1,341	3.8%	15,215	43.4%	309	0.9%	1,879	5.4%	947	2.7%	1,703	4.9%	471	1.3%	3,607	10.3%
栃木	24,016	689	2.9%	10,579	44.0%	36	0.1%	1,311	5.5%	912	3.8%	675	2.8%	263	1.1%	7,143	29.7%
群馬	34,526	960	2.8%	14,432	41.8%	120	0.3%	1,720	5.0%	1,374	4.0%	357	1.0%	509	1.5%	10,905	31.6%
埼玉	65,290	6,505	10.0%	25,827	39.6%	487	0.7%	6,253	9.6%	5,074	7.8%	1,712	2.6%	1,542	2.4%	9,647	14.8%
千葉	54,492	4,282	7.9%	14,320	26.3%	479	0.9%	7,668	14.1%	6,525	12.0%	1,729	3.2%	1,880	3.5%	7,550	13.9%
東京	438,775	12,157	2.8%	26,302	6.0%	47,044	10.7%	84,946	19.4%	101,405	23.1%	22,190	5.1%	4,771	1.1%	68,270	15.6%
神奈川	79,223	6,729	8.5%	24,600	31.1%	3,046	3.8%	10,524	13.3%	8,885	11.2%	2,716	3.4%	2,594	3.3%	9,442	11.9%
新潟	8,918	578	6.5%	4,080	45.8%	89	1.0%	1,106	12.4%	632	7.1%	629	7.1%	163	1.8%	853	9.6%
富山	10,334	861	8.3%	5,217	50.5%	21	0.2%	869	8.4%	473	4.6%	140	1.4%	201	1.9%	1,995	19.3%
石川	9,795	427	4.4%	5,214	53.2%	28	0.3%	698	7.1%	607	6.2%	904	9.2%	152	1.6%	1,082	11.0%
福井	8,651	450	5.2%	3,873	44.8%	22	0.3%	580	6.7%	261	3.0%	129	1.5%	106	1.2%	2,654	30.7%
山梨	6,910	280	4.1%	2,780	40.2%	5	0.1%	462	6.7%	437	6.3%	265	3.8%	139	2.0%	2,003	29.0%
長野	17,923	651	3.6%	9,215	51.4%	113	0.6%	784	4.4%	1,093	6.1%	443	2.5%	286	1.6%	2,774	15.5%
岐阜	31,279	1,180	3.8%	18,099	57.9%	64	0.2%	1,304	4.2%	1,249	4.0%	549	1.8%	412	1.3%	5,738	18.3%
静岡	57,353	2,202	3.8%	24,936	43.5%	228	0.4%	3,445	6.0%	3,131	5.5%	1,309	2.3%	781	1.4%	16,553	28.9%
愛知	151,669	6,533	4.3%	68,776	45.3%	1,297	0.9%	11,882	7.8%	13,056	8.6%	5,735	3.8%	2,270	1.5%	28,764	19.0%
三重	27,464	1,159	4.2%	14,228	51.8%	31	0.1%	1,354	4.9%	1,262	4.6%	411	1.5%	599	2.2%	6,215	22.6%
滋賀	17,238	306	1.8%	10,164	59.0%	34	0.2%	718	4.2%	501	2.9%	232	1.3%	160	0.9%	3,499	20.3%
京都	17,436	727	4.2%	5,075	29.1%	218	1.3%	1,890	10.8%	2,095	12.0%	3,539	20.3%	463	2.7%	1,633	9.4%
大阪	90,072	4,044	4.5%	23,395	26.0%	1,802	2.0%	12,614	14.0%	13,452	14.9%	5,521	6.1%	2,305	2.6%	15,728	17.5%
兵庫	34,516	1,539	4.5%	14,804	42.9%	184	0.5%	3,884	11.3%	3,592	10.4%	2,264	6.6%	1,067	3.1%	4,209	12.2%
奈良	4,116	359	8.7%	1,950	47.4%	3	0.1%	306	7.4%	294	7.1%	219	5.3%	162	3.9%	493	12.0%
和歌山	2,395	63	2.6%	1,002	41.8%	27	1.1%	358	14.9%	199	8.3%	111	4.6%	154	6.4%	147	6.1%
鳥取	2,755	97	3.5%	1,495	54.3%	34	1.2%	145	5.3%	141	5.1%	189	6.9%	63	2.3%	138	5.0%
島根	4,297	181	4.2%	1,742	40.5%	3	0.1%	264	6.1%	165	3.8%	115	2.7%	73	1.7%	1,295	30.1%
岡山	16,297	937	5.7%	7,702	47.3%	58	0.4%	2,109	12.9%	900	5.5%	1,467	9.0%	371	2.3%	1,223	7.5%
広島	31,851	1,833	5.8%	16,887	53.0%	176	0.6%	3,648	11.5%	1,426	4.5%	1,274	4.0%	414	1.3%	2,527	7.9%
山口	7,723	605	7.8%	3,285	42.5%	12	0.2%	1,892	24.5%	493	6.4%	351	4.5%	170	2.2%	406	5.3%
徳島	4,389	290	6.6%	2,056	46.8%	7	0.2%	414	9.4%	200	4.6%	232	5.3%	264	6.0%	109	2.5%
香川	8,703	619	7.1%	4,860	55.8%	10	0.1%	739	8.5%	285	3.3%	215	2.5%	237	2.7%	558	6.4%
愛媛	8,376	469	5.6%	5,649	67.4%	21	0.3%	702	8.4%	242	2.9%	235	2.8%	202	2.4%	172	2.1%
高知	2,592	175	6.8%	730	28.2%	9	0.3%	242	9.3%	113	4.4%	240	9.3%	97	3.7%	56	2.2%
福岡	46,273	2,459	5.3%	9,779	21.1%	662	1.4%	8,944	19.3%	5,266	11.4%	4,084	8.8%	743	1.6%	6,683	14.4%
佐賀	5,258	300	5.7%	2,565	48.8%	4	0.1%	340	6.5%	479	9.1%	167	3.2%	106	2.0%	255	4.8%
長崎	5,433	239	4.4%	1,933	35.6%	29	0.5%	695	12.8%	533	9.8%	393	7.2%	176	3.2%	184	3.4%
熊本	10,155	890	8.8%	2,878	28.3%	20	0.2%	1,093	10.8%	653	6.4%	405	4.0%	170	1.7%	603	5.9%
大分	6,254	315	5.0%	2,169	34.7%	20	0.3%	435	7.0%	845	13.5%	695	11.1%	106	1.7%	677	10.8%
宮崎	4,144	244	5.9%	1,882	45.4%	30	0.7%	340	8.2%	207	5.0%	269	6.5%	77	1.9%	86	2.1%
鹿児島	6,862	561	8.2%	3,040	44.3%	20	0.3%	628	9.2%	335	4.9%	322	4.7%	160	2.3%	309	4.5%
沖縄	8,138	783	9.6%	903	11.1%	197	2.4%	1,135	13.9%	1,435	17.6%	851	10.5%	244	3.0%	1,001	12.3%

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、都道府県別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者の比率を示す。

(出所)厚生労働省 資料

3. 都道府県別の産業別外国人労働者数の状態

都道府県別の産業別外国人労働者数の状態はどうか。第8表のごとくである。

外国人労働者数で一番多いのは製造業で43万4,342人(全体の29.7%)である。絶対数で見ると、①愛知県6万8,776人、②東京都2万6,302人、③埼玉県2万5,827人、④静岡県2万4,936人、⑤神奈川県2万4,600人となっている。

これを構成比率で見ると、①愛媛県5,649人(67.4%)、②岩手県2,687人(59.6%)、③滋賀県1万164人(59.0%)となっている。

つぎに、サービス業(他に分類されないものは全体で23万510人(15.8%)である。絶対数で見ると、①東京都6万8,270人、②愛知県2万8,764人、③静岡県1万6,553人になるが、構成比率をみると、①群馬県1万905人(31.6%)、②福井県2,654人(30.7%)、③島根県1,295人(30.1%)となっている。

卸売業・小売業は全体で18万6,061人(12.7%)である。絶対数で見ると、①東京都8万4,946人、②大阪府1万2,614人、③愛知県1万1,882人となるが、構成比率をみると、①山口県1,892人(24.5%)、②東京都8万4,946人(19.4%)、③福岡県8,944人(19.3%)となっている。

宿泊業・飲食サービス業は全体で18万5,050人(12.7%)である。絶対数で見ると、①東京都10万1,405人、②大阪府1万3,452人、③愛知県1万3,056人となっているが、構成比率をみると、①東京都10万1,405人(23.1%)、②沖縄県1,435人(17.6%)、③大阪府1万3,452人(14.9%)となっている。

なお、建設業は全体で6万8,604人(4.7%)であるが、どうか。絶対数では、①東京都1

万2,157人、②神奈川県6,729人、③愛媛県6,533人であるが、構成比率で見ると、①埼玉県6,505人(10.0%)、②沖縄県783人(9.6%)、③熊本県890人(8.8%)となっている。

Ⅲ 高知県における外国人労働者の現状

『外国人雇用状況の届出状況(2018年10月末現在)』によれば、高知県における外国人労働者を雇用している事業所数は725所であり、外国人労働者は2,592人になっている。これは2017年10月末日に比較して事業所数で79所(646→725)、労働者数で178人(2,414人→2,592人)増加している。

1. 高知県における国籍別外国人労働者

高知県において、外国人労働者の現状はどうか。

2018年10月段階で、外国人労働者を雇用している事業所数は725所、外国人労働者数は2,592人で、全国的にみると、それほど多くはない。

しかし、その実態はどうなっているのか。

国籍別の在留資格別外国人労働者数は、第9表のごとくである。

国籍別をみると、多い順に①ベトナム830人(32.0%)、②フィリピン435人(16.8%)、③中国412人(15.9%)、④G7/8+オーストラリア+ニュージーランド280人(10.8%)、⑤インドネシア239人(9.2%)となっており、ベトナム人が断トツの1位を占めていることが特徴である。

また、在留資格別にみると、「技能実習」が1,534人で全体の59.2%を占めていることも特徴である。ベトナム人830人中741人

第9表 高知県における国籍別・在留資格別外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：人

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	技術・人文知識・国際業務			計	留学	計	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等		定住者
全国籍計	2,592	338 (13.0%)	102 (3.9%)	48 (1.9%)	1,534 (59.2%)	212 (8.2%)	179 (6.9%)	460 (17.7%)	289 (11.1%)	125 (4.8%)	10 (0.4%)	36 (1.4%)	0 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	412 [15.9%]	36 (8.7%)	25 (6.1%)	5 (1.2%)	180 (43.7%)	63 (15.3%)	51 (12.4%)	128 (31.1%)	93 (22.6%)	19 (4.6%)	5 (1.2%)	11 (2.7%)	0 (0.0%)
韓国	39 [1.5%]	9 (23.1%)	8 (20.5%)	2 (5.1%)	0 (0.0%)	3 (7.7%)	3 (7.7%)	25 (64.1%)	19 (48.7%)	4 (10.3%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)
フィリピン	435 [16.8%]	14 (3.2%)	8 (1.8%)	21 (4.8%)	250 (57.5%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	149 (34.3%)	97 (22.3%)	35 (8.0%)	1 (0.2%)	16 (3.7%)	0 (0.0%)
ベトナム	830 [32.0%]	24 (2.9%)	3 (0.4%)	12 (1.4%)	741 (89.3%)	34 (4.1%)	34 (4.1%)	19 (2.3%)	7 (0.8%)	12 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ネパール	59 [2.3%]	8 (13.6%)	11 (1.7%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	49 (83.1%)	42 (71.2%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	239 [9.2%]	15 (6.3%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	200 (83.7%)	7 (2.9%)	6 (2.5%)	16 (6.7%)	8 (3.3%)	5 (2.1%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
ブラジル	12 [0.5%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)	8 (66.7%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
ペルー	4 [0.2%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	280 [10.8%]	194 (69.3%)	42 (15.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	5 (1.8%)	79 (28.2%)	44 (15.7%)	32 (11.4%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	138 [5.3%]	103 (74.6%)	22 (15.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (2.9%)	4 (4.0%)	31 (22.5%)	22 (15.9%)	9 (6.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちイギリス	41 [1.6%]	22 (53.7%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (46.3%)	8 (19.5%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)
その他	282 [10.9%]	38 (13.5%)	13 (4.6%)	4 (1.4%)	163 (57.8%)	50 (17.7%)	37 (13.1%)	27 (9.6%)	10 (3.5%)	15 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

(出所)厚生労働省,高知労働局 資料

(89.3%)が「技能実習」である。インドネシア人も239人中200人(83.7%)、フィリピン人435人中250人(67.5%)、中国人412人中180人(43.7%)が「技能実習」である。

また、永住者など「身分に基づく在留資格」が460人(全体の17.7%)いることも大きい。

「専門的・技術的分野の在留資格」は338人(13.0%)であるが、そのうちG7/8+オーストラリア+ニュージーランドが280人のうち194人(69.3%)を占めている。

2. 高知県における産業別外国人労働者

つぎに、産業別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみると、第10表のごとくである。

事業所数で見ると、①農業233所(32.1%)、②製造業93所(12.8%)、③卸売業・小売業74所(10.2%)となっており、農業の割合が高いことが特徴である。

これを外国人労働者数で見ると、①製造業730人(28.2%)、②農業568人(21.9%)、③教

育・学習支援業240人(9.3%)となっており、製造業がトップになっている。

製造業では、食料品製造業が358人(13.8%)を占めている。

また、建設業が175人(6.8%)、漁業が150人(5.8%)と、外国人労働者数では比率が高くなっている。

3. 高知県における事業所規模別外国人労働者

高知県における事業所規模別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみれば、第11表のごとくである。

事業所数で見ると、30人未満規模は489所67.4%で三分の二を占めている。30~99人規模は126所17.4%であり、100人未満規模は615所で全体の84.8%で全国的にも小規模の事業所が多い。

また、外国人労働者数で見ても、30人未満規模が1,321人で全体の51.0%を占めている。30~99人規模は486人18.8%であり、100人未

第10表 高知県における産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数			構成比	外国人労働者数			構成比
		派遣・請負事業所 [比率]				派遣・請負労働者 [比率]		
全産業計	725	35 [4.8]	100.0	2,592	186 [7.2]	100.0		
A 農業、林業	235	5 [2.1]	32.4	570	16 [2.8]	22.0		
農業	233	5 [2.1]	32.1	568	16 [2.8]	21.9		
B 漁業	28	0 [0.0]	3.9	150	0 [0.0]	5.8		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0		
D 建設業	41	1 [2.4]	5.7	175	1 [0.6]	6.8		
E 製造業	93	9 [9.7]	12.8	730	109 [14.9]	28.2		
食料品製造業	26	3 [11.5]	3.6	358	55 [15.4]	13.8		
飲料・たばこ・飼料製造業	2	0 [0.0]	0.3	2	0 [0.0]	0.1		
繊維工業	23	0 [0.0]	3.2	194	0 [0.0]	7.5		
金属製品製造業	1	0 [0.0]	0.1	6	0 [0.0]	0.2		
生産用機械器具製造業	11	0 [0.0]	1.5	28	0 [0.0]	1.1		
電気機械器具製造業	1	1 [100.0]	0.1	3	3 [100.0]	0.1		
輸送用機械器具製造業	11	0 [0.0]	1.5	37	0 [0.0]	1.4		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0		
G 情報通信業	5	0 [0.0]	0.7	9	0 [0.0]	0.3		
H 運輸業、郵便業	5	0 [0.0]	0.7	17	0 [0.0]	0.7		
I 卸売業、小売業	74	3 [4.1]	10.2	242	17 [7.0]	9.3		
J 金融業、保険業	2	0 [0.0]	0.3	2	0 [0.0]	0.1		
K 不動産業、物品賃貸業	2	0 [0.0]	0.3	24	0 [0.0]	0.9		
L 学術研究、専門・技術サービス業	5	0 [0.0]	0.7	11	0 [0.0]	0.4		
M 宿泊業、飲食サービス業	51	1 [2.0]	7.0	113	2 [1.8]	4.4		
宿泊業	12	0 [0.0]	1.7	30	0 [0.0]	1.2		
飲食店	37	0 [0.0]	5.1	80	0 [0.0]	3.1		
N 生活関連サービス業、娯楽業	5	0 [0.0]	0.7	10	0 [0.0]	0.4		
O 教育、学習支援業	56	0 [0.0]	7.7	240	0 [0.0]	9.3		
P 医療、福祉	56	3 [5.4]	7.7	97	3 [3.1]	3.7		
医療業	23	1 [4.3]	3.2	38	1 [2.6]	1.5		
社会保険・社会福祉・介護事業	33	2 [6.1]	4.6	59	2 [3.4]	2.3		
Q 複合サービス事業	5	0 [0.0]	0.7	9	0 [0.0]	0.3		
R サービス業（他に分類されないもの）	25	11 [44.0]	3.4	56	32 [57.1]	2.2		
自動車整備業	2	0 [0.0]	0.3	5	0 [0.0]	0.2		
職業紹介・労働者派遣業	1	1 [100.0]	0.1	1	1 [100.0]	0.0		
その他のサービス業	17	10 [58.8]	2.3	40	31 [77.5]	1.5		
S 公務（他に分類されるものを除く）	37	2 [5.4]	5.1	137	6 [4.4]	5.3		
T 分類不能の産業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0		

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(出所)厚生労働省 高知労働局 資料

第11表 高知県における事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数			構成比	外国人労働者数			一事業所あたりの外国人労働者数	
		派遣・請負事業所 [比率]				派遣・請負労働者 [比率]		派遣・請負労働者	
全事業所規模計	725	35 [4.8]	100.0	2,592	186 [7.2]	100.0	3.6	5.3	
事業所労働者数	30人未満	489	7 [1.4]	67.4	1,321	26 [2.0]	51.0	2.7	3.7
	30～99人	126	16 [12.7]	17.4	486	130 [26.7]	18.8	3.9	8.1
	100～499人	88	11 [12.5]	12.1	421	28 [6.7]	16.2	4.8	2.5
	500人以上	18	1 [5.6]	2.5	346	2 [0.6]	13.3	19.2	2.0
	不明	4	- [0.0]	0.6	18	- [0.0]	0.7	4.5	-

注1：「派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(出所)厚生労働省 高知労働局 資料

第12表 高知県における安定所別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：所、人、%

安定所別	事業所数			構成比	外国人労働者数			構成比
		派遣・請負事業所 [比率]				派遣・請負労働者 [比率]		
高知労働局計	725	35	[4.8]	100.0	2,592	186	[7.2]	100.0
高知	401	13	[3.2]	55.3	1,586	36	[2.3]	61.2
須崎	132	5	[3.8]	18.2	346	11	[3.2]	13.3
四万十	72	2	[2.8]	9.9	252	2	[0.8]	9.7
安芸	44	1	[2.3]	6.1	127	3	[2.4]	4.9
いの	76	14	[18.4]	10.5	281	134	[47.7]	10.8

(出所)厚生労働省,高知労働局 資料

満規模でみると、1,807人で69.8%を占めることになる。

100人～499人規模は88所で421人(16.2%)、500人以上は18所で346人(13.3%)となっている。

一事業所あたりの外国人労働者数で見ると、全体で3.6人、30人未満規模で2.7人、30～99人規模3.9人、100～499人規模で19.2人となっている。

4. 高知県における安定所別外国人労働者

最後に、高知労働局の安定所別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数は、第12表のごとくである。

事業所数で見ると、「高知」が401で全体の55.3%を占めている。「須崎」が132で18.2%、「いの」が76で10.5%、「四万十」が72で9.9%、「安芸」が44で6.1%となっている。

外国人労働者数で見ると、「高知」が1,586人で61.2%と6割を占めるようになっている。「須崎」は346人で13.3%、「いの」は281人で10.8%、「四万十」は252人で9.7%、「安芸」は127人で4.9%となっている。

「高知」が事業所数で55.3%、外国人労働者数で61.2%を占めており、「高知」への集中度が高いことが特徴である。

IV 新しい外国人労働者受入れ制度

1. 在留資格についての制度概要

2019年4月の改正出入国管理法施行で、新しい在留資格による外国人労働者の受入れが始まり、日本でも外国人労働者の本格的な受入れの時代が訪れている。

そこで、ここでは新たな在留資格に基づく制度の内容について法務省の資料によりみていきたい。

まず、在留資格については、第13表のごとく提示されている。

在留資格は、特定技能1号と特定技能2号の2つが設けられている。

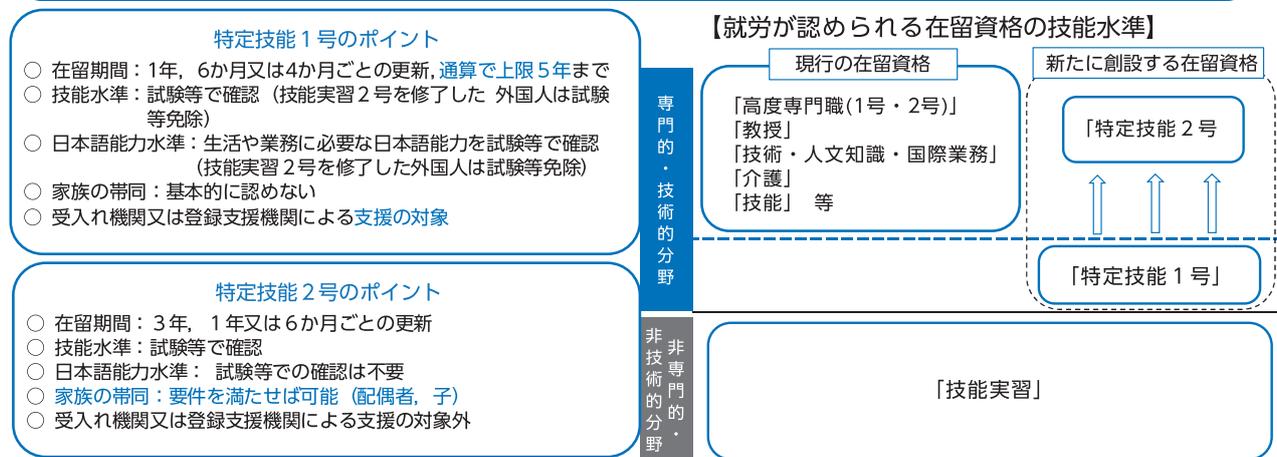
特定技能1号は、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」と位置づけられている。

特定技能2号は「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」と位置づけられている。

そして、特定産業分野として「介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業」の14分野が挙げられている。

第13表 制度概要 - ①在留資格について

- 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、（14分野）自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）



- 特定技能1号のポイント**
- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
 - 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
 - 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
 - 家族の帯同：基本的に認めない
 - 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

- 特定技能2号のポイント**
- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
 - 技能水準：試験等で確認
 - 日本語能力水準：試験等での確認は不要
 - 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
 - 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

（出所）法務省資料

それゆえ、この14分野の業種を中心に外国人労働者受入れが始まるということである。

特定技能1号のポイントは、①在留期間が1年で6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新が可能であるが、通算で上限5年までであること、②家族の帯同は基本的には認められないこと、が特徴である。

これに対して、特定技能2号のポイントは、①在留期間は3年であるが、1年又は6ヶ月ごとの更新で在留できること、②家族の帯同は要件を満たせば可能（配偶者、子）であること、が特徴である。

2. 受入れ機関と登録支援機関の制度概要

第2に、受入れ機関と登録支援機関についてである。これについては、第14表のごとく提示されている。

受入れ機関について、受入れ機関が受入れるための基準として4点あげられている。①外国人と結ぶ雇用契約が適切であること、②

受入れ機関自体が適切であること、③外国人を支援する体制があること、④外国人を支援する計画が適切であること、の4点であり、いずれも当たり前のことであるが、現実には基準が守られていない場合が多くあり、その管理指導が大切になっている。

また、登録支援機関についても、登録を受けるための基準として、①登録支援機関自体が適切であること、②外国人を支援する体制があること、の2点が挙げられているが、これが実際に行われているかどうか、が問題になろう。

これに対して、「出入国在留管理庁」が新しくできることになり、この出入国在留管理庁の役割が大きくなるといえよう。

3. 特定産業分野としての14分野の提示

第3に、特定産業分野として14分野が提示されており、今後5年間で34万5千人の外国人労働者を受入れる予定といわれるが、それはどのように想定されているのだろうか。そ

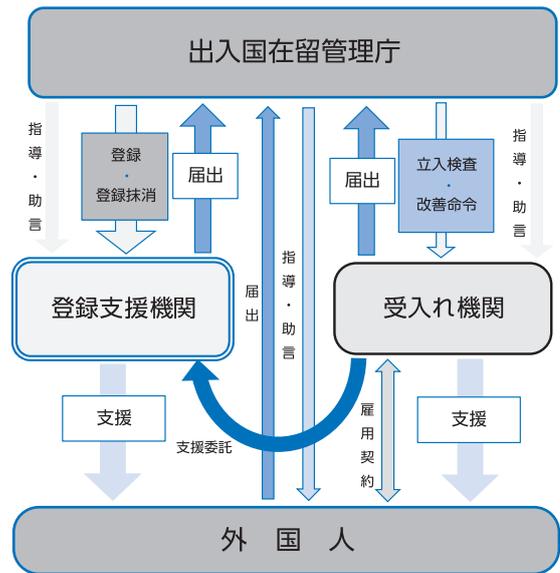
第14表 制度概要 - ②受入れ機関と登録支援機関について

- 受入れ機関について

 - 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
 - 2 受入れ機関の義務
 - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。全部委託すれば1 ③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。
- 登録支援機関について

 - 1 登録を受けるための基準
 - ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - 2 登録支援機関の義務
 - ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

(出所) 法務省資料



これは、第15表のごとくである。

多い順にみると、①介護業6万人、②外食業5万3千人、③建設業4万人、④ビルクリーニング業3万7千人、⑤農業3万6千5百人、⑥飲食料品製造業3万4千人、となっている。介護業や外食業で急速に増加することが想定されている。

4. 外国人労働者を受入れる経緯と背景

第4に、外国人労働者を受入れる経緯や背景について、どのように位置づけられているのか(法務省資料による)。

経緯としては、2018年2月20日の経済財政諮問会議で総理大臣指示があったことによる。その内容は①「深刻な人手不足が生じているため、外国人受入れの制度のあり方について早急に検討を進める必要があること」、②「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改正の具体的な検討を進める」というものである。

そして、2018年6月15日「骨太の方針2018」

で閣議決定している。その内容は、①従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受入れていく仕組みを構築する、②このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する、というものである。

そして、外国人労働者受入れの背景としては、①有効求人倍率は、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率が25年ぶりの水準前まで低下したこと、②企業の人手不足感はバブル期以来の水準まで上昇したこと、③外国人労働者数が過去最高を更新していること、をあげている。

第15表 特定産業分野—14分野の運用方針

	分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の 最大値)	人材基準		その他重要事項	雇用 形態
			技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等(上記に加えて)介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 〔13試験区分〕	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト ・工場板金 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 〔18試験区分〕	直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・仕上げ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械・保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 〔13試験区分〕	直接
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/表装 ・左官 ・屋根ふき ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・トンネル推進工 ・鉄筋継手 〔11試験区分〕	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グラウンドハンドリング又は航空機整備)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グラウンドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕	直接
	船	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	34,000人	飲食品製造業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 〔1試験区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1試験区分〕	直接

(出所) 法務省資料

5. 新たな外国人労働者受入れに関する政省令

政府は2019年4月から始まる外国人労働者の受入れの最終的な方向性を明確化するために、2019年3月15日に新しい政省令を公表している。この政省令の骨子は、第16表のごとくである。

それによれば、新たに設ける省令は2つである。

まず、特定技能基準省令では、特に受入れ

機関の基準を厳しくしている。

第1に「受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準」では、「報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること」として、日本人と差別してはならないことをうたっている。

第2に、「受入れ機関自体が満たすべき基準」では、①「労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守すること」として法に反する機関を排除すること、②1年以内に外国人労働者を非自発的に離職させていないこと、③1

第16表 新たな外国人受入れに関する政省令の骨子

<p>1 新たに設ける省令（2省令）</p> <p>① 特定技能基準省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること ○ 受入れ機関自体が満たすべき基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと ・ 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がない等）に該当しないこと ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から支援責任者及び支援担当者を選任していること（兼任可）等（*） ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること（*） ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（*） など <p>（注）上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援計画が満たすべき基準 ※ 基本方針記載の支援の内容を規定 <p>② 分野省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ分野、技能水準 ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定 <p>（注）新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額（登録時2万8,400円、更新時1万1,100円）、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備</p> <p>（出所）法務省資料</p>	<p>2 既存の省令の改正（2省令）</p> <p>① 上陸基準省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人本人に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上であること ・ 健康状態が良好であること ・ 保証金の徴収等をされていないこと ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること ・ 特定技能1号：必要な技能水準及び日本語能力水準 （注）技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除 ・ 特定技能2号：必要な技能水準 <p>② 出入国管理及び難民認定法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録支援機関の登録に関する規定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること（兼任可） ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等 ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など ○ 受入れ機関の届出事項等 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年 ・ 1回当たりの在留期間（更新可能）は、 特定技能1号 1年、6か月又は4か月 特定技能2号 3年、1年又は6か月 など
--	---

年以内に行方不明者を発生させていないこと、④欠格事由に該当しないこと、⑤報酬を預貯金口座への振込みなど賃金のピンハネをしないことなど、より厳しい条件を提示している。

また、既存の省令の改正では、「上陸基準省令」の「外国人本人に関する基準」で、①18歳以上であること、②健康状態が良好であること、③保証金の徴収などをされていないこと、④送出国の法律を遵守していること、など外国人労働者の条件についても厳しくしている。

これらの省令の改正は当たり前といえば当たりのことであるが、これまで十分果たされていない項目である。

V 外国人労働者受入れ拡大の問題点

1. 外国人労働者受入れ拡大以前の問題

第一に、現在の段階で急速に外国人労働者を増加させる理由である。

これについては、2018年2月20日の経済財政諮問会議での安倍総理大臣が、「深刻な人手不足が生じているため、外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある」と指示したように、「深刻な人手不足」があげられていることである。

その表れとして、「有効求人倍率が全都道府県で1を超える状態が続いていること」「企業の人手不足感はバブル期以来の水準にまで上昇していること」を指摘している。

このように、日本において「労働力不足」「人手不足」が理由として提示されている。

しかし、日本の労働力不足問題をあげるなら、まず、別の視点から考えることが前提となるように思われる。

すなわち、日本の人口の動向、労働環境や

第17表 主な国の人口変遷・将来人口

(単位：10万人)

国名	年	1950	2000	2015	2050	2100
日本		828	1,257	1,280	1,088	845
インド		3,763	10,531	13,091	16,590	15,166
中国		5,544	12,832	13,970	13,645	10,207
ナイジェリア		379	1,224	1,812	4,106	7,939
イギリス		506	590	654	754	810
イタリア		466	573	595	551	478
スウェーデン		70	89	98	116	134
フランス		419	596	645	706	742
アメリカ		1,588	2,820	3,199	3,896	4,475
カナダ		137	307	359	449	516
メキシコ		280	1,017	1,259	1,643	1,515
アルゼンチン		172	371	434	552	577
ブラジル		540	1,753	2,060	2,327	1,904
オーストラリア		82	191	238	332	418

(出所) 『地理統計要覧2019年版』より作成

労働条件がどうなっているかを客観化しておく必要がある。主な国の人口変遷・将来人口をみると、第17表のごとくである。

まず、日本の人口はどうなっているのか。日本の人口は第二次世界大戦後の1946年7,575万人から一貫して増加しており、2008年にはピークの1億2,808万人になっている。それ以降は人口が減少に転じ、2017年には1億2,671万人になっている。

そして、日本の将来人口を出生中位で見ると、2050年には1億880万人、2100年には8,450万人へ人口が減少することが推計されている。

その要因はなにか。日本の合計特殊出生率が著しく低いことである。1970年2.13から減少し、1980年1.75、1990年1.54、2000年1.36となり、2005年には1.26の最低になる。それ以降は少し持ち直すが、それでも2016年1.44である。

主な国の2016年の合計特殊出生率はアメリカ1.80、イギリス1.80、フランス1.96、ドイツ1.50、スウェーデン1.85、ロシア1.75、オーストラリア1.81、となっており、1.80以上の国が多いのである。

このように、合計特殊出生率が低

いことが日本の人口減少の大きな要因なのである。人口が維持されるためには、この合計特殊出生率が少なくとも2.07になることが必要なのである。

たとえば、アメリカは2015年3億1,990万人の人口が2050年3億8,960万人、2100年4億4,750万人へ、スウェーデンは2015年980万人から2050年1,160万人へ、2100年には1,340万人へと、それぞれ増加することが予測されている。

そのなかで、日本の人口は減少するのであり、そのことが日本の「人手不足」「労働力不足」の大きな要因なのである。

それゆえ、若い人たちが安心して一緒になり、子どもを生み、育てていける環境を整えることが大前提になるのである。

そのために、雇用形態において、正規雇用よりも非正規雇用が増加しているのは、若者の雇用の不安定さを示しているといえよう。

たとえば、雇用形態別雇用者数の推移は、第18表のごとくである。

雇用者全体は2000年の5,267万人から一貫して増加し、2017年には5,810万人になっている。しかし、正規の職員・従業員は2000年3,630万人から、2017年3,423万人へ減少している。逆に、非正規の職員・従業員は2000年1,273万人から2017年2,036万人へ763万人も増加しているのである。

第18表 雇用形態別雇用者数の推移

(単位：万人)

	2000	2005	2010	2015	2016	2017
役員	364	400	370	348	348	349
正規の職員・従業員	3,630	3,375	3,374	3,317	3,367	3,423
非正規の職員・従業員	1,273	1,634	1,763	1,986	2,023	2,036
パート	719	780	853	964	988	997
アルバイト	359	340	344	405	415	417
その他	194	514	567	617	620	623
雇用者計	5,267	5,408	5,508	5,653	5,741	5,810

(出所) 総務省労働局資料

2017年には正規58.9%・非正規35.0%の比率となっている。

この非正規という不安定な労働環境を改善していくことを早急に進めることが求められよう。それとの関係で外国人労働者の必要性も検討していくことが大切である。

また、女性の社会への参加を促進するため、労働環境の改善や男女格差を無くしていくことも求められている。

2. 外国人労働者受入れ状態改善への問題

第二に、日本が外国人労働者を受入れるということは、国と国との関係、国民と国民との関係(人間と人間との関係)が良好になることが大切であり、そのことをお互いが責任をもって進めることである。

国際的な関係で大切であるのは、「自主・

民主・互惠」という原則である。国と国との関係、国民と国民との関係が、自主的な関係であること、民主的な関係であること、そして、お互いにプラスになる関係、お互いにWin - Winの関係になるようにすることが必要である。

そのために、国や自治体を始め、企業や国民の責任が大きくなることである。特に、法的規制が必要になるため、公的機関の責任が大きくなる。

日本は外国人労働者を受入れる側になるが、その場合何に留意する必要があるのか。外国人労働者の居場所づくりの大枠は、第19表のごとくである。

全体としての居場所づくりは「共生・協生・響生」を基本とすることが大切である。ともに生きる＝共生、力を合わせて生きる＝協生、心の琴線に触れあって生きる＝響生、である。

第19表 外国人労働者の居場所づくりの大枠

1. 全体的な居場所づくりー共生・協生・響生

- ① 日本語研修および各国語の研修 — お互いの意思疎通の原点
- ② 文化・教育・生活習慣・風習・宗教などの交流・研修 — お互いの相違点を明らかにして、お互いを尊重する気風を高める

2. 労働(生産)の場における居場所づくり

- ① 労働する意義を明らかにし、労働条件・労働環境を日本人と同等にすること
- ② 労働能力の向上・技能の向上・資格の取得を大切にすること
- ③ それに応じて労働条件の向上

3. 生活(くらし)の場における居場所づくり

- ① 衣食住 — 特に住環境の改善
- ② 地域住民との交流の場づくり
- ③ 教育・文化の大切さ
- ④ 居場所づくりの基礎単位
 - ㉑ 都市地域 — 基本的には小学校(地域により変わる)
 - ㉒ 農山漁村地域 — 基本的には集落(地域により変わる)

4. 日本にいて生じる悩み・喜び・悲しみ・怒りなどを話しあう場の居場所づくりとその支援体制づくり

そのために、第一に全体的な居場所づくりとして、お互いに意思が通じ合うことが必要であり、言葉＝日本語及び各国の言語の交流・研修を広めることである。

また、それぞれの国には、文化・教育・生活習慣の違いがあり、お互いにその違いを認め合い、尊重し合う気風を高めることである。

第二に、労働(生産)の場での居場所づくりである。ここでは、日本人と外国人労働者との労働条件や労働環境を同等にすることである。

また、労働能力や技能の向上を図り、資格などを取得することに責任をもって推進することである。

第三に、生活(くらし)の場における居場所づくりである。

ここでは、生活(くらし)ていくのに必要な条件を整えることである。

そして、地域住民との交流の場をたくさん設けることによって、お互いに理解し合える機会を広げることである。

この生活(くらし)の場での居場所づくりは、都市地域と農山漁村地域では異なる点もあり、都市地域での基礎単位は小学校区、農山漁村地域での基礎単位は集落が基本になることが多いといえよう。

第四に、外国人労働者及びその家族が日本にいてることによって生じる悩みや喜び・悲しみ・怒りなどの問題をともに語りあう場が必要であり、その居場所づくりが大切である。そして、話しあうことによって問題を解決することが大切であり、その支援体制をつくることも大切である。

第20表 製造業の全雇用者1人あたり労働コスト

(単位：米ドル/時間)

	2016	(日本=100)
イスラエル	22.63	85.5
韓国	22.98	86.8
シンガポール (台湾)	26.75 9.82	101.1 37.1
トルコ	6.09	23.0
日本	26.46	100.0
フィリピン	2.06	7.8
中国	4.11	15.5
インド	1.69	6.4
アイルランド	36.23	136.9
イギリス	28.41	107.4
イタリア	32.49	122.8
オーストリア	39.54	149.4
オランダ	34.60	130.8
ギリシャ	15.70	59.3
スイス	60.36	228.1
スウェーデン	41.68	157.5
スペイン	23.44	88.6
スロバキア	11.57	43.7
チェコ	10.71	40.5
デンマーク	45.32	171.3
ドイツ	43.18	163.2
ノルウェー	48.62	183.7
ハンガリー	8.60	32.5
フィンランド	38.72	146.3
フランス	37.72	142.6
ベルギー	47.26	178.6
ポーランド	8.53	32.2
ポルトガル	10.96	41.4
アメリカ合衆国	39.03	147.5
カナダ	30.08	113.7
メキシコ	3.91	14.8
アルゼンチン	16.77	63.4
ブラジル	7.98	30.2
オーストラリア	38.19	144.3

注) 中国・インドは2015年

(出所) 『世界国勢図会2018/19』より作成

3. 外国人労働者受入れと日本の労働者への問題

第三に、外国人労働者を受入れる理由として「人手不足」があげられていたが、この要因が強いと「安くて使いやすい労働力としての外国人労働者」の導入という問題が懸念されることである。

たとえば、製造業の全雇用者1人あたり労働コストをみると、第20表のごとくである。

2016年の製造業の全雇用者1人当たり労働コストをみると、日本=100.0として、フィリピン7.8、インド6.4、中国15.5、台湾37.1、トルコ23.0、メキシコ14.8、ブラジル30.2の水準にあり、日本と比較すると低い水準にある。

これらの安い外国人労働者を雇用し、国際価格競争に打ち勝つことを狙いとすれば、国際的にも問題が起こることが想定されるし、日本の国内でも安い賃金水準を維持することに利用されかねないのであり、国内でも問題となろう。

それゆえ、外国人労働者の賃金や労働条件は日本国内の労働者と同一の条件で処遇することが求められるのである。

2019年3月15日に法務省が発表した「新たな外国人材受入れに関する政省令」でも、そのことが触れられている。

「特定技能規程省令」では、「受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準」として「報酬額が日本人と同等以上であること」などが定められている。

また、「受入れ機関自体が満たすべき基準」が、①労働、社会保険など法令を遵守すること、②1年以内に行方不明者を発生させていないこと、③1年以内に非自発的に離職させていないこと、④報酬を預貯金口座への振込等で支払うこと、⑤欠格事由に該当しないこと、などを示している。

また、上陸基準省令として、「外国人本人に関する基準」について、①18歳以上であること、②健康状態が良好であること、③保証金の徴収等をされていないことなどがあげられており、厳しい基準が設定されている。

2019年4月1日から実施されるわけであるが、この省令が十分機能することが大切である。

4. 外国人労働者の東京圏一極集中の問題

第四に、日本の人口は東京圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)一極集中が進んでいるが、外国人労働者も東京圏に集中するのではないかと、という問題である。都道府県別の人口の推移と合計特殊出生率は、[第21表](#)のごとくである。

日本の人口は第二次世界大戦後一貫して増加し、2010年(国勢調査)には1億2,806万人のピークに達するが、それ以降は減少し、2017年には1億2,671万人になっている。

この2010年に対して、2017年に人口が増加した都道府県は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、滋賀県、福岡県、沖縄県のわずか8都県である。

このなかで、2017年の東京圏の人口は3,644万人で日本全体の28.8%を占めており、東京圏の人口集中と地方の人口減少の状態が示されている。

東京圏を形成する都県を合計特殊出生率(2017年)でみると、東京都1.21、神奈川県1.34、千葉県1.34、埼玉県1.36といずれも全国水準の1.43を下回っており、この東京圏の出生率の低さにメスを入れることが大きな課題である。

このなかで、「人手不足」を理由として外国人労働者を受入れる法整備が行われ、2019年4月から新しい枠組みが進むのであるが、この外国人労働者の受入れも東京圏への一極集中の状態になるのではないかと、危惧されるのである。

2018年段階の外国人労働者は146万人であるが、東京圏へは、63万7,780人と日本全体の43.7%が集まっているのである。

現在の段階でも外国人労働者は東京圏へ集

中しているのに、これから外国人労働者が5年間で34.5万人増加することが予測されているが、この多くが東京圏へ集中すると予測される。

これに対する対応策がほとんどないことが問題である。

日本国内に賃金を始めとする労働条件の地域間格差が存在している。たとえば、2018年度の都道府県別最低賃金(時給)は、第22表のごとくである。

一番高い東京都は985円であり、最低は鹿児島県の761円である。高知県は762円となっ

第21表 都道府県別の人口の推移と合計特殊出生率

	人 口					合計特殊出生率	
	1980	1990	2000	2010	2017	1980	2017
北海道	5,576	5,644	5,683	5,506	5,320	1.64	1.29
青 森	1,524	1,483	1,476	1,373	1,278	1.85	1.43
岩 手	1,422	1,417	1,416	1,330	1,255	1.95	1.47
宮 城	2,082	2,249	2,365	2,348	2,323	1.86	1.31
秋 田	1,257	1,227	1,189	1,086	996	1.79	1.35
山 形	1,252	1,258	1,244	1,169	1,102	1.93	1.45
福 島	2,035	2,104	2,127	2,029	1,882	1.99	1.57
茨 城	2,558	2,845	2,986	2,970	2,892	1.87	1.48
栃 木	1,792	1,935	2,005	2,008	1,957	1.86	1.45
群 馬	1,849	1,966	2,025	2,008	1,960	1.81	1.47
埼 玉	5,420	6,405	6,938	7,195	7,310	1.73	1.36
千 葉	4,735	5,555	5,926	6,216	6,246	1.74	1.34
東 京	11,618	11,856	12,064	13,159	13,724	1.44	1.21
神奈川	6,924	7,980	8,490	9,048	9,159	1.70	1.34
新 潟	2,451	2,475	2,476	2,374	2,267	1.88	1.41
富 山	1,103	1,120	1,121	1,093	1,056	1.77	1.55
石 川	1,119	1,165	1,181	1,170	1,147	1.87	1.54
福 井	794	824	829	806	779	1.93	1.62
山 梨	804	853	888	863	823	1.76	1.50
長 野	2,084	2,157	2,215	2,152	2,076	1.89	1.56
岐 阜	1,960	2,067	2,108	2,081	2,008	1.80	1.51
静 岡	3,447	3,671	3,767	3,765	3,675	1.80	1.52
愛 知	6,222	6,691	7,043	7,411	7,525	1.81	1.54
三 重	1,687	1,793	1,857	1,855	1,800	1.82	1.49
滋 賀	1,080	1,222	1,343	1,411	1,413	1.96	1.54
京 都	2,527	2,602	2,644	2,636	2,599	1.67	1.31
大 阪	8,473	8,735	8,805	8,865	8,823	1.67	1.35
兵 庫	5,145	5,405	5,551	5,588	5,503	1.76	1.47
奈 良	1,209	1,375	1,443	1,401	1,348	1.70	1.33
和歌山	1,087	1,074	1,070	1,002	945	1.80	1.52
鳥 取	604	616	613	589	565	1.93	1.66
島 根	785	781	762	717	685	2.01	1.72
岡 山	1,871	1,926	1,951	1,945	1,907	1.86	1.54
広 島	2,739	2,850	2,879	2,861	2,829	1.84	1.56
山 口	1,587	1,573	1,528	1,451	1,383	1.79	1.57
徳 島	825	832	824	785	743	1.76	1.51
香 川	1,000	1,023	1,023	996	967	1.82	1.65
愛 媛	1,507	1,515	1,493	1,431	1,364	1.79	1.54
高 知	831	825	814	764	714	1.64	1.56
福 岡	4,553	4,811	5,016	5,072	5,107	1.74	1.51
佐 賀	866	878	877	850	824	1.93	1.64
長 崎	1,591	1,563	1,517	1,427	1,354	1.87	1.70
熊 本	1,790	1,840	1,859	1,817	1,765	1.83	1.67
大 分	1,229	1,237	1,221	1,197	1,152	1.82	1.62
宮 崎	1,152	1,169	1,170	1,135	1,089	1.93	1.73
鹿児島	1,785	1,798	1,786	1,706	1,626	1.95	1.69
沖 縄	1,107	1,222	1,318	1,393	1,443	2.38	1.94
全 国	117,060	123,611	126,926	128,057	126,706	1.75	1.43

合計特殊出生率…1人の女性が生涯に生むことが見込まれる子どもの数を示す指標。
 (出所) 総務省「国勢調査」、「人口推計」・厚生労働省「人口動態統計」より作成

第22表 2018年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】
北 海 道	835
青 森	762
岩 手	762
宮 城	798
秋 田	762
山 形	763
福 島	772
茨 城	822
栃 木	826
群 馬	809
埼 玉	898
千 葉	895
東 京	985
神 奈 川	983
新 潟	803
富 山	821
石 川	806
福 井	803
山 梨	810
長 野	821
岐 阜	825
静 岡	858
愛 知	898
三 重	846
滋 賀	839
京 都	882
大 阪	936
兵 庫	871
奈 良	811
和 歌 山	803
鳥 取	762
島 根	764
岡 山	807
広 島	844
山 口	802
徳 島	766
香 川	792
愛 媛	764
高 知	762
福 岡	814
佐 賀	762
長 崎	762
熊 本	762
大 分	762
宮 崎	762
鹿児島	761
沖 縄	762
全国加重平均額	874

(出所) 厚生労働省資料

ている。東京都は鹿児島県や高知県の1.3倍となっている。

そうすると、外国人労働者は地方で技能実習して、技能を向上させ、新しい資格を得ても、就職＝仕事は賃金の高い大都市ですという事例が多くなると予測される。

そうすると、日本の人口は東京圏一極集中が進んでいるが、外国人労働者の増大も同じ事態になることが予測される。

それゆえ、日本国内における地域間格差の問題に本格的に取り組まないと、外国人労働者の問題も人口の問題と同じく、地域間のアンバランス＝東京圏一極集中と地方の衰退という状態をつくり出す可能性が大きいということである。

VI 人口減少先進県・高知の出番

高知県の人口は1985年の84.0万人を一つのピークとして減少し、2017年には71.4万人になっており、この32年間で17.6%も減少している。

そして、1990年には、人口の社会減に加えて日本で最初に自然減になり、いわゆる人口の絶対的減少の時代に日本で最初に入っている。

このように、高知県は人口減少先進県の役割を担ってきたのである。

外国人労働者に関しても、高知県は2018年に2,592人で、秋田県1,953人、和歌山県2,395人に次いで少ない状態である。

このように、人口減少先進県であり、かつ外国人労働者も少ない高知県がなぜ今出番になるのか。

第一に、高知県は人口減少先進県として、多くの人材を東京や大阪など大都市圏に送り

出してきたという経験をしているからである。

すなわち、多くの人材を県外に送り出してきたがゆえに、人材を「送り出す」地域の問題点や悩みや知恵を多く持っているからである。

そして、人口減少のなかで地域をどのように活性化していくのかの知恵も同時に得たのである。

それゆえ、人材を「送り出す」国とお互いに豊かになれる知恵を発揮し、人材を送り出す国の国づくりに貢献することができるということである。

現在、いくつかの大手企業が行き先(目標)を見失い、いろいろの弊害を生み出している従来型の大量生産・大量流通・大量販売・大量消費・大量廃棄型の経済社会システム・生き方ではなく、自然・環境保全型で地域の宝物(資源)を大切にし、かつ最大限に活かした身の丈に合った経済社会システム・生き方を、私たちは提起してきた。

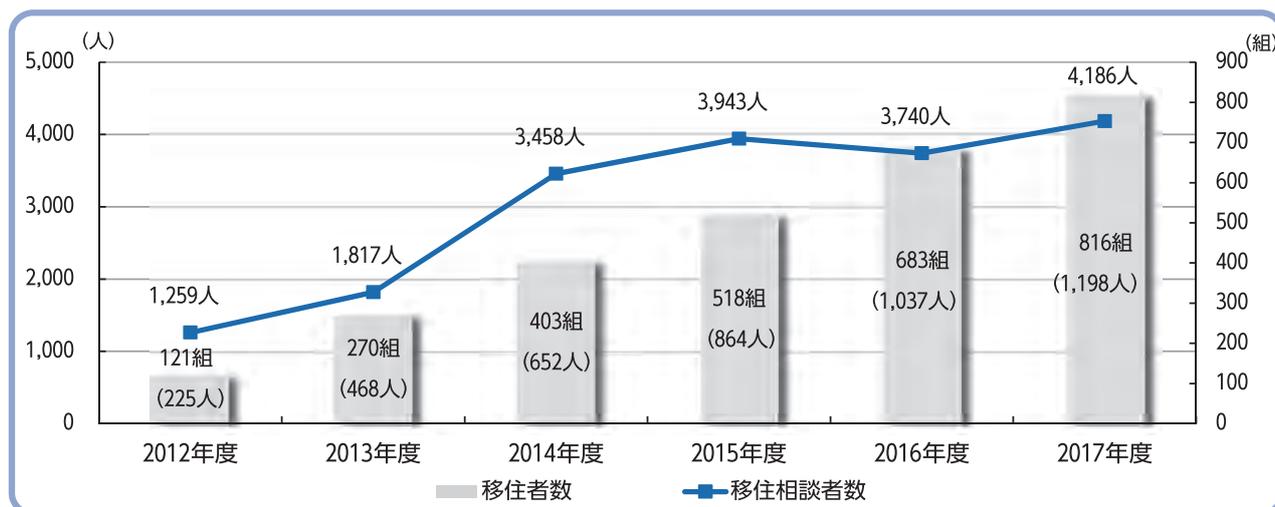
それは同時に、①経済的効率中心の経済社会システム・生き方から人間的・社会的効率中心の経済社会・生き方への転換であり、②生き残りをかけた生存競争中心の経済社会システム・生き方からお互いに豊かになる人間の相互発達(共創・協創・響創)中心の経済社会システム・生き方への転換、③画一性中心の経済社会システム・生き方から多様性中心の経済社会システム・生き方への転換である。

この私たちが提起する経済社会システムや生き方は日本へ外国人労働者として送り出している国々(東南アジアの国々)に大いに役立つことだと考える。

第二に、高知県は最近では人口の社会減を最少にするため県外から移住者を迎える移住・定住政策を積極的に進めていることである。

第23表 高知県における移住相談者数及び移住者数の推移

(単位：移住相談者数=人 移住者数=組)



(出所) 高知県

高知県における移住相談者数及び移住者数の推移は、第23表のごとくである。

それによると、県外からの高知県への移住者は2012年225人(121組)から一貫して増加し、2015年には864人(518組)になり、2017年には1,198人(816組)になっているのである。

また、都市部から地方へ若者が移住して活動する「地域おこし協力隊」について、総務省は2019年3月22日に2018年度の隊員数について発表している。それによれば、日本全体で5,359人であるが、これを都道府県別にみると、第1位 北海道679人、第2位 長野県432人、第3位 高知県204人となっており、高知県は多くの「地域おこし協力隊」を受入れているのである。

さらにいえば、高知県の中山間地域にある大川村などが、1980年代から「ふるさと村民制度」「ふるさと留学制度」を創設し、多くの人たちを高知県へ迎え入れているのである。

このように、高知県は多様な移住政策によって、県外から人間を迎え入れる問題や悩みを経験し、受入れの知恵を蓄積しているのである。

第三に、このように高知県は国内でとはいえ、人材を送り出す側も人材を受入れる側も

ともに経験しており、送り出す側の知恵と受入れる側の知恵をともに蓄積しているのである。

第四に、高知県に外国人労働者が少ないということは、これまで日本で起こっていた外国人労働者問題との関係が少ないということであり、この有利な条件を生かしてEU諸国やアメリカなどの外国で起こっている外国人労働者問題や日本でも起こっている外国人労働者問題などの事例から学びながら、日本における外国人労働者受入れのあるべき姿を提示することがやりやすいということである。

それゆえ、この日本の人口流出入で得た体験や知恵を国際間の人材移動問題に積極的に生かしていくことが求められている。まさに、いま問題になっている日本の外国人労働者問題に高知県が積極的な役割を果たすことが大切になっている。「高知県が出番」であるというのはそのことなのである。

もちろん、国内人口の移動問題と国際間の人材の移動問題とは全く同じではないが、日本国内の人口移動で得られた知恵は国際間の人材移動に活かすことはできる。

それゆえ、高知県は外国人労働者がまだ少ないとはいえ、日本の人口移動の過程で、人

材を送り出す側と人材を受入れる側の両方を
経験しており、外国人労働者を受入れるあり
方について、これまで得た知恵を活かして、
積極的に提言することが必要である。

そして、地域から国に対してもあるべき姿
について積極的に提言し、国の政策をリード
していくことが求められている。

第五に、21世紀の国際関係は国家と国家と
の関係だけではなく、各国の地域と地域との
関係・交流が主流となる時代である。

それゆえ、高知県のような地域が各国の地
域と「自主・民主・互惠」を基礎にした関係を
結び合う時代なのであり、その意味でも高知
県の出番が来ているのである。「よさこい踊
り」を基礎に高知県は各国の地域との交流を
深めているが、それが一つの事例である。

参考文献

1. NHK取材班『外国人労働者をどう受け入れる
か－「安い労働力」から「戦力」へ』NHK出版
新書 2017年8月
2. 西日本新聞社『新移民の時代－外国人労働者と
共に生きる社会へ』西日本新聞社 2017年11
月
3. 徳田剛・二階堂裕子『地方発 外国人住民と地
域づくり－多文化共生の現場から』晃洋書房
2019年2月
4. 望月優大『ふたつの日本－「移民国家」の建前と
現実』講談社現代新書 2019年3月
5. 布施直『改正入管法で大きく変わる外国人労働
者の雇用と労務管理』中央経済社 2019年3
月